平成２９年（フ）第４６号
福島県いわき市小川町西小川字入屋敷60番地の１
債務者　杉内　浩史
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６９号
富山市堀川町261番地　メゾン浩和405号、前住所富山市石金３丁目１番20―403号　グランドハイツ石金
債務者　浅倉　隆憲
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４号
富山市西番150番地
債務者　野上　　剛
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
富山県中新川郡立山町浦田1727番地29
債務者　北世　　舜
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
長野県上田市下之郷208番地６、住民票上の住所長野県上田市長瀬2614番地１
債務者　曲尾　　尭
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３０号
長野県上田市下之郷208番地６、住民票上の住所長野県上田市長瀬2614番地１
債務者　曲尾　浩美
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４６号
長野県佐久市岩村田1903番地１　若宮いずみハイツ205
債務者　金井　恵美
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第３０号
滋賀県長浜市新庄寺町140番地１
債務者　小谷　貞仁
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市神明町９番32―502号
債務者　寺田みどり
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目32番25号　メゾンドエル101、前住所兵庫県伊丹市野間北２丁目10番34号　プレラッセ山田205号
債務者　岡澤　祐里
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８１号
広島市西区己斐東１丁目11番13―201号
債務者　板浦　　寛
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
宮崎県日南市材木町６番５―202号
債務者　髙橋　正樹
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川福沼３丁目１番22号
債務者　青藤　尚美
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
秋田県能代市日吉町７番15号
債務者　髙橋美姫子
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１４号
秋田県大仙市藤木字大保54番地
債務者　佐藤　修吾
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１１５号
長野県松本市大字里山辺3357番地１　パレーシャル大山Ｂ―201
債務者　安河内真由美
１　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４６号
長野県諏訪市大字四賀520番地１　ヤマノメンハイツ202
債務者　帯川美佳子
１　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部